



米陸軍法務総監法務センター・法務学校 作成の『作戦法規便覧 2006年版』(3)

岩本 誠吾

第1章・武力行使の法的根拠

第2章・戦争法 (I～IX) (40巻3・4号)
(X～XVI) (41巻1号)

第3章・人権 (I～III)

第4章・戦争以外の軍事作戦における戦争法 (I～V) (以下本号)

第3章・人権

参照

1. 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連条約、国連総会決議39/46、U. N. GAOR, Supp. No. 51, at 197, U. N. Doc. A/RES/39/708 (1984), reprinted in 23 *I. L. M.* 1027 (1984), modified in 24 *I. L. M.* 535 (1985)
2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約、1966年12月16日、999 U. N. T. S. 171.
3. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、1965年12月21日 国連総会採択、660 U. N. T. S. 195.
4. 戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約、1949年8月12日、6 U. S. T. 3516.
5. 大統領令第13, 107号、63 Fed. Reg. 68, 991 (1998年12月10日).
6. 米国対外関係法第3リスティメント.
7. 世界人権宣言、国連総会決議217A(III)、UN Doc. A/810 at 71 (1948).

I. 序説

人権法をもっともよく理解するためには、義務対向上心 (aspiration) として考えることが有益であるかもしれない。このことは、人権法が二つの形態、すなわち条約法と慣習国際法⁽¹⁾で存在するという事実の結果として生じる。条約によって確立された人権法は、一般的に、締約国の管轄権下にある人との関係で締約国しか拘束しない。慣習国際法に基づく人権法は、あらゆる状況においてすべての国家を拘束する。米国の領域外での文民を取り扱う米国の国家公務員 (人権法の文言で「国家行為体 (state actors)」) にとって、慣習国際法は、基本的、それ故、義務的とみなされる人権を確立している。慣習国際法の内容を分析することは、それ故、この議論の論理的出発点である。

II. 慣習国際法上の人権：義務

A. 特定の人権が慣習国際法の分類の中に入るとすれば、それは、「基本的」人権とみなされるべきである。そのようなものとして、それは、すべての海外での活動中の米軍を拘束している。慣習国際法は、米国防法の一部とみなされ、基本的人権法は、国家行為体 (この場合、米軍) があらゆる人々を如何に取り扱うかを規律するように作用する。ある「人権」が慣習国際法の地位に到達しているとみなされるならば、その場合、それは、米国の国家行為体の人々を取り扱う場合には必ず、当該行為体を拘束するものとおそらくみなされる。米国防関係法第3リステイメントによれば、慣習国際法とみなされる人権の侵害を「実行し、奨励し、又は容認する」⁽⁴⁾ 国家によって、国際法は侵害される。リステイメントは、侵害が発生するかもしれない場所又は侵害が向けられるかもしれない者について、如何なる限定も付けていない。従って、当該人権の尊重を米国外での活動を実施している米軍側の法的義務であるとするのは、若干の人権の慣習国際法としての地位であって、米国によって批准された条約に反映されるかもしれない事実ではない。もちろん、これは、一般的な規則であって、法務官は、この一般的な規則がある状況において適用不可能であるか否かを

決定するために、特定の条約および後の行政立法に注意しなければならない⁽⁵⁾。このことは、おそらく最も普及している三つの人権条約（市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、難民条約及び難民議定書）に関して、特に該当する。

B. 不幸にも、軍務従事者にとって、基本的人権のこの分類に該当すると米国がみなす人権の明確な「根拠規定リスト」が、まったく存在しない。米国は、どの権利が慣習国際法のレベルに到達しているのか、又は人権条約の中のどの権利が慣習国際法を反映しているのかについての公式見解を発表していない。結果として、法務官は、この質問に答えるための多様な根拠規定に依拠しなければならない。これらの根拠規定の中で最も情報を提供してくれるものは、米国対外関係法第3リステイトメントである。リステイトメントによれば、米国は、若干の基本的人権が慣習国際法の分類に該当し、そして国家が政策事項として、以下のことを実行し、奨励し、又は容認した場合に、国際法を侵害したという立場を容認している。

1. ジェノサイド
2. 奴隸制又は奴隸貿易
3. 個人の殺害又は失踪
4. 拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰
5. 恣意的な抑留の延長
6. 制度的な人種差別、又は
7. 国際的に認知された人権の大規模侵害の一貫したパターン⁽⁶⁾

C. 国際協定、宣言及び研究者の業績から、国際法の下で拘束力ある人権のリストはこのリスト以上に広範囲であることが示唆されているけれども、リステイトメントの説得性は、それらのリストを支持するためにリステイトメントの起草者が依拠する権威によって反映されている。報告者の注を通じて、リステイトメントはこの根拠規定を詳述し、主として若干の人権の拘束的性質を明言している米国裁判所判決、及び受入国によるこれ

ら人権の尊重に国際援助を関連付ける連邦の諸規程に焦点を当てている。⁽⁷⁾
これら二つの根拠規定は、特に軍務従事者に関連している。彼らは、法学者の示唆された結論よりも米国の公式的立場に一層関心を持たなければならぬ。⁽⁸⁾
このリストは、世界人権宣言（人権法の最も意義深い声明の一つであり、その幾つかの部分は慣習国際法としてみなされている）⁽⁹⁾及び1949年のジュネーヴ4条約（戦争法の構成要素であるけれども、国防総省の政策事項として、われらが支援する軍隊による人権遵守を評価する物差しとして、⁽¹⁰⁾そして、紛争のスペクトラムを越えた兵士行動の指針的な根拠規定として、⁽¹¹⁾使用されている）の共通第3条の中心規定と組み合わせられる時に、補強される。これらの根拠規定を「横断的に標準化する」ことにより、法務官が慣習国際法とみなすべき当該人権の「融合」リストを構築することが可能となる。それらには、結果として、国家が次のことを実行し、奨励し、又は容認することになる国家政策の禁止が含まれる。

1. ジェノサイド
2. 奴隷制又は奴隷貿易
3. 個人の殺害又は失踪
4. 拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰
5. 生命又は肢体に対するあらゆる暴行
6. 人質
7. 公正で正規の裁判によらない処罰
8. 恣意的な抑留の延長
9. 傷病者の看護及び収容を行なわなかったこと⁽¹²⁾
10. 制度的な人種差別、又は
11. 国際的に認知された人権の大規模侵害の一貫したパターン

D. 法務官は、「国家による実行」が人権侵害にとって中心的構成要素であることも認識しなければならない。何が国家による実行に相当するのかは、法によって明確に定義されるものではない。しかしながら、個人を直接に害する行為が、国家機関によって行われた場合に、この定義に該当

するということは、比較的明らかである。⁽¹³⁾このことは、結果的に、直接的に個人を害する行動を取らないという「消極的な」人権義務としてせいぜい理解されるかもしれないということになる。米軍はこの「消極的な」義務に従わなければならないという提案は、米軍の訓練や実行と矛盾していない。例えば、米軍は、結果として文民の残虐又は非人道的な取扱いとなる計画や政策を履行することができると主張する者は、ほとんどいない。しかしながら、人権侵害を「実行し、奨励し又は容認する」という概念は、結果として、受入国の軍隊又は同盟による当該侵害を防止するための積極的な措置をとるという積極的な義務になるという提案は、より論争的となる。如何に侵略的であったとしても、一体、米軍は、当該軍隊が活動している領域で第三者による人権侵害を防止する努力をしななければいけないのか？

E. これは、おそらく軍事作戦と基本的人権の交差に関連する最も挑戦的な事項である。何が、人権侵害を「奨励し又は容認」することになるのか？別の言い方をすれば、基本的人権の侵害を奨励し又は容認しない義務は、米軍がそうする手段を持っている場合に、第三者によって課せられた人権侵害から文民を保護するために介入する米軍側の義務に変形することになるのか？この質問に対する回答は、逆のもっともらしい議論にも関わらず、おそらく「ノー」である。軍務従事者にとって、否定しがたい現実には、基本的人権を積極的に保護する米国の義務の範囲問題の決定が、統合参謀本部議長（CJCS）標準交戦規則に反映されているように、国家指揮当局にあるということだ。この決定は、活動の性質、将来考えられる重大な侵害の可能性及び、おそらく最も重要なことであるが、存続し得る受入国の権力の存在を含む多様な要素に、おそらく依存するだろう。

F. 基本的人権の侵害が観測された場合の可能な対応には、指揮系統を通じての報告、当該地域にいる國務省職員への通報、人権とは何か及び侵害に如何に対応するかという受入国軍隊の訓練の増加、事件を文書にまとめて受入当局への通知、そして、最終的には侵害を防止するための介入が含まれる。受入国当局の存続可能性が大きければ大きいほど、この最後の

選択肢の可能性はより小さくなる。しかしながら、活動の準備をする法務官は、諜報活動により、人権侵害に直面する可能性が高いと示されている場合に、任務指定 (mission statement) 及び交戦規則 (ROE) の形式で、米軍がそのような事態に如何に反応すべきかに関する指針を求める必要性が、絶対的に不可避であると認識すべきである。この命令は、活動領域内で受入国の権力の実効性が縮小化することとの直接的な相互関係において、増加する。

III. 人権条約：向上心

A. 人権法の元来の焦点が、再強調されなければならない。この元来の焦点を理解することは、なぜ人権条約が、米国によって署名され批准されたときでさえ、「義務」の代わりに「向上心」の分類に入れられるのかを理解するために、基本的である。その焦点は、本国政府の有害行為から個人を保護することである⁽¹⁴⁾。これは、国際法は政府が本国住民を取り扱う方法を規律することができるという人権法の「草分け」的側面であった。人権法は、元来、個人が遭遇する如何なる政府機関の行動からも個人を保護するという意図していなかった。これは、歴史的に、他の国際法観念により、外国による残虐な取扱いからの個人保護が規定されたという事実によって部分的には説明される⁽¹⁵⁾。

B. 人権条約の範囲を分析する場合に、米国による政策事項として適用されるのが、人権法の元来の範囲である。要するに、米国は、我が政府の機関が国際社会で取り扱う者ではなく、米国の領域内で生活している者に適用するために、人権条約を解釈する⁽¹⁶⁾。条約解釈のこの理論は、「非域外性 (non-extraterritoriality)」と称される⁽¹⁷⁾。この理論の結果は、緊急活動の最中に他国で市民を取り扱う場合に、これら国際協定が米軍に対して条約に基づいた義務を創設しないということである。慣習国際法の地位に達している基本的人権の適用範囲と、中心的でなく条約に基づいた人権の適用範囲の間での違いは、法務官がしっかり理解していなければならない人権法の重大な側面である。

C. 人権条約の非域外的解釈は、当該条約が米国の領域外にある米軍を拘束しないという結論の主たる根拠になるけれども、法務官は、条約執行 (treaty execution) という観念にも精通していなければならない。この条約解釈理論に従えば、米国の加入した条約が「国の最高の法 (supreme law of the land)⁽¹⁸⁾」の一部となるけれども、当該条約によって創設された義務を「執行する (execute)」ための後の立法又は大統領令を欠くことから、その幾つかは米国の裁判所において履行不能となる⁽¹⁹⁾。

D. この「自動執行」理論は、米国裁判所で条約規定の履行を確保する訴訟当事者の能力に主として関連している⁽²⁰⁾。しかし、条約が米軍に拘束力ある義務を創設すると法務官が結論付けるべきか否かへの影響は、潜在的に深いものである。最初に、もし条約が自動執行型でないならば、それはそのような義務を創設したものとしてみなされるべきではないという議論がある⁽²¹⁾。より重要なことに、一旦条約が執行されたならば、裁判所によって実施され、それ故、現行法の下での米国の義務の範囲を定義するのは、条約規定ではなく、後の執行のための立法か又は大統領令となる⁽²²⁾。

E. 上述した人権条約に関する米国の立場は、「米国の意図が、協定が自動執行型であるか、または履行のための立法を待つべきかを決定する」というものである⁽²³⁾。このように、米国の立場は、批准過程の中で宣言という手段を通じて行われる意図の一方的声明が当事者の意図を決定付けるというものである。従って、米が条約にそのような宣言を付け加えるならば、その宣言は、米国の義務の性格を決定するのに適用するだろう解釈を決定することになる⁽²⁴⁾。

F. 最低線は、国際法の遵守が心中の約束でなく、非合理的でさえないというものである。例えば、その遵守は、他国領域内にいる人道任務の軍隊が受入国政府の全負担を即座に負うように要求していない。この規則の明らかな事例は、文民の逮捕及び抑留に関するハイチでの「民主主義支援作戦」中での米軍の行為である。自国民の逮捕及び投獄に伴う最低限の人権にセドラ体制が同意しなかったことが、当該作戦を是認するための国連の正当化事由の一部として役だった。従って、米国は、この状況を是正す

る上で可能な最良の任務を行うよう希望し、完全に国際法に従った自国による抑留作戦を行うことから開始した。しかしながら、米国は、ハイチ政府の立場に踏み込まないし、国際法が政府にその自国民に提供するよう要求するすべての権利の保証人にもならなかった。

G. この線に沿って、統合作戦部隊 (JTF) の法律家は、世界人権宣言が抑留又は逮捕を禁止しておらず、自由の否定というこれらの形態の恣意的な適用から文民を単に保護しているだけであると当初は述べていた。⁽²⁵⁾ 統合作戦部隊は、軍隊、その任務又は他のハイチ文民への合理的な脅威をもたらし文民を抑留することができた。⁽²⁶⁾

H. 一旦抑留されたら、これらの人々は、人道的で適正手続きの保護という基線の権利が与えられる。これらの保護には、清潔で安全な留置場の提供；肉体的虐待、品位を汚す取扱い又は脅迫のいかなる形態をも防止する規則及び行動；そして、彼らの個人的抑留の迅速な司法審査が含まれる。世界人権宣言の文言及び精神に完全に従うことに伴う責任によって、米国は自国軍隊を防護し、その任務を執行し、「いい評判」の利益を受けることができた。⁽²⁷⁾

I. 非域外性及び非自動執行性のこれら理論の正確な連結が、米国の政策と実行との間の一貫性を確保するために重要である。しかしながら、法務官は、これが背景情報であること、そして、米軍の政策と実行の立場からもっとも重要なことは、慣習国際法と見なされる人権のリストであるということに留意すべきである。法務官は、人権条約及び世界人権宣言に反映された「権利」の多くが、条約義務の事項として拘束力はないけれども、それでも、慣習国際法の事項として米軍を拘束していると、自己の指揮官や参謀に助言する用意がなければならない。

J. 最後に、既存の及び潜在的な米国の同盟国の幾つかは、人権条約の制限された適用に関する我々の見解を共有していない。ますます、国家は、国家行動のすべての事例において人権条約上の義務を拘束力ありとみなしている。人権条約の適用の拡大は、自由権規約のような国連条約だけでなく、ヨーロッパ人権条約及び米州人権機関の米州人権条約のような地

域的人権条約においても、明らかである。これらの地域条約のそれぞれを解釈する事例は、締約国の国境を越える適用を確認している⁽²⁹⁾。法務官は、それ故、有志連合軍が、米軍に適用されない条約に基づく制限の下で活動するかもしれないことを認識すべきである。

注

- (1) 参照、米国対外関係法第3リステイメント第701条。
- (2) 参照、The Paquete Habana The Lola (パケット・ハバナ号・ローラ号事件), 175 U. S. 677 (1900)、前掲注1第111条。
- (3) 前掲注1第701条。
- (4) 前掲注1第702条。
- (5) 1987年版も同様に、リステイメントによれば、「人身の保護」の分類に入る、すなわち人権条約とみなされる条約が、18ある。これには、原則の表明とみなされ、拘束力のある条約とみなされない世界人権宣言や国連憲章が含まれない。
- (6) 前掲注1第702条。
- (7) 前掲注1第702条、報告者の注。
- (8) 国連総会決議217A (III), UN Doc. A/810, at 71 (1948)。
- (9) Richard B. Lillich & Frank Newman, *International Human Rights: Problems of Law and Policy*, 65-67 (1979); Richard B. Lillich, *International Human Rights: Problems of Law, Policy, and Practice*, 117-127 (2d. ed. 1991); *Filartiga v. Pena-Irala*, 630 F. 2d 876, 882-83 (2d Cir. 1980)。他の注釈者は、世界人権宣言の中で公表されている主たる保護しか慣習法を示していないと主張している。これらの保護には、拷問、生命又は肢体への暴力、恣意的な逮捕及び抑留からの保護、公正で正当な裁判を受ける権利（公平な裁判所による公正な公開審理）、そして法の前の平等な取扱いの権利が含まれる。Gerhard Von Glahn, *Law Among Nations*, 238 (1992)（以下、Von Glahn）。
- (10) 参照、陸軍省規則12-15、「統合安全保障支援訓練」, para. 13-3。
- (11) 国防総省指令5100.77; また、統合参謀本部議長 (CJCS) 訓令5810.01A。
- (12) この規定は、それが由来する文脈の中で理解されなければならない。これは、リステイメント上のリストの構成要素ではないが、しかし、代わりに、ジュネーブ諸条約第3条から由来している。そのようなものとして、それは、「紛争」シナリオに適用されることを意図した「権利」である。そのようなものとして、法務官は、この権利の「本質」があらゆる軍事活動中に遭遇するすべての傷病者を看護することではなくて、幾つかの紛争のタイプの文脈で傷病者に関連するということを認識すべきである。そのようなものと

して、この義務が負傷又は疾病が米国の活動に直接的に帰因するという個人に限定されているとみなすことは、正当である。この保護を更に拡大することは、正当な政策決定であるかもしれないけれども、それは義務的としてみなされるべきではない。

- (13) 前掲注1、報告者の注。
- (14) 前掲注1と附随文書。
- (15) 前掲注1第7部、序説注。
- (16) 当該条約の適用範囲条項に使用されている実際の文言は、通常、当該条約を「[国家] 管轄権に服するすべての個人」に適用可能としているけれども、米国は、そのような適用範囲条項を米国及びその領域並びに属領に言及するものとし、米軍の機能的管理下の領域を含まないと解釈している。これは、当該条約が米国の領域外に適用しないとの一般的解釈と一致する。参照、前掲注1第322条(2)と報告者の注3。参照、*Claiborne Pell Report on the International Covenant on Civil and Political Rights*, S. Exec. Coc. No. 102-23 (経費評価) (この議会予算局報告書は、本規約がそれを批准した国家領域内に生活している人民に権利と保護を保証するために企図されたものであると指摘した)。
- (17) 参照、Theodore Meron, “Extraterritoriality of Human Rights Treaties”, 89 *AM. J. INT’L L.* 78-82 (1995)。参照、Center for Law and Military Operations, The Judge Advocate General’s School, United States Army, *Law and Military Operations in Haiti, 1994-1995 – Lessons Learned for Judge Advocates* 49 (1995) [以下、*CLAMO HAITI REPORT*]。それは、ハイチ刑務所で人権侵害を矯正する積極的な義務を創設すると自由権規約を間違っして解釈した陸軍大尉のために弁護を準備する人権グループを引用している。Lawyers’ Committee for Human Rights, *Protect or Obey: The United States Army versus CPT Lawrence Rockwood* 5 (1995) (検察側の公判前申立てに対抗して付託された法廷助言者の見解を再録している)。
- (18) 米国憲法第6条。リステイトメントによれば、「国際協定は米国の法律であり、いくつかの州の法律に勝る」。前掲注1第111条。リステイトメントの注釈は、その点を一層強調して述べている。「米国の権力下で作成された条約は、憲法自身や米国の法律と同様に、憲法第6条によって『国の最高の法』と明確に宣言されている。」前掲、注釈d。
- (19) リステイトメントの注釈は、次のように指摘している。
- 「特別の合意がなければ、通常米国が、その国際義務を実施する方法を決定する。従って、米国の意図は、協定が米国内で自動執行型であるのか、又は立法、若しくは適切な行政行動による履行を待つべきかを決定することである。もし、国際協定が自動執行性について沈黙し、米国の意図が不明確で

あるならば、協定を締結した時、又は同意のために上院に、若しくは承認のために議会全体にそれを付託した時における大統領による声明、及び協定を取り扱う時の上院若しくは議会による意見表明を考慮しなければならない。協定が締結された後に、しばしば大統領は、第一に、協定が自動執行型か否か、すなわち米国がその義務を実施可能とするのに現行法が適切か否か、若しくは更なる立法が必要か否かを決定しなければならない。……協定が更なる立法もなく効力が付与されるか否かは、当事者が協定を法律として援用する場合に裁判所が決定しなければならない事項である。……

国際協定には、自動執行型の規定もあれば、自動執行型ではない規定もある。国際協定又はその規定の一つが自動執行型ではないとすれば、米国は、国際義務として、その協定を実施するのに必要となるかもしれない法律や制度を調整しなければならない。」

前掲注1注釈h。参照、Foster v. Neilson, 27 U.S. (2 Pet.) 253-254 (1829)。フォスター事件で、裁判所は、米国憲法の最高法規条項に焦点を当て、本条項は、議会が当該条約を実施するために国内法を制定するまで、司法上条約を履行できないという英国の実行を覆していると判示した。裁判所は、条約が国の最高の法であると最高法規条項が宣言し、立法の制定を伴うのを待つことなくそれらを実施するように裁判所に命じていると判示した。しかしながら、裁判所は、それだけで機能する条約しか直接的な執行権に値しないと述べることで、この規則に条件を付けた。この条件付き文言は、条約が自動執行型か否かの今日的な大きな論争の素となっている。参照、Dep't of Army, Pamphlet 27-161-1, *Law of Peace*, Volume 1 para. 8-23 (1 September 1979) [以下、DA Pam 27-161-1]、次のように述べている。

「条約が立法の履行を明確に要請するか、又は立法行為によってしかある行為が遂行できないという締約国による特定の積極的行為の履行を要請していることから、条約が不完全である場合、当該条約は、明らかな理由から、自動執行型ではないし、条約が実行可能となる前に、後の立法が制定されていなければならない。……他方、条約が十分で完全な場合は、それは、一般的に自動執行型とみなされる。」

(20) 前掲注1，注釈h。

(21) この議論には、幾つかの困難な点がある。第一に、米国裁判所は条約を自動執行型でないと言明していると推定される。といのも、そのような裁定がないことから、非自動執行型との結論が疑問となるからである。「もし行政当局が立法の履行を要請せず、議会がそのような立法を制定しなかったならば、条約は政治部門によって自動執行型と見なされ、そして裁判所によって自動執行型とみなされるべきであるという強い推定が働く。」前掲注1第111条、報告者の注5。第二に、それは、有効な条約は国家行為者に国際義務を

課しているとみなされるべきではないと米国の国家行為者が結論づけたメカニズムに、司法的強制理論を変更している。その変更とは、執行のための立法が必要とされる場合に、そのような立法を制定しないことが関連する条約上の義務違反を構成するという一般的な見解と矛盾するように思われる。「(裁判所が執行のための立法が存在しないと決定した場合) 条約が自動執行でないという認定は、米国の引き続き義務不履行の状態であるとの認定であり、回避すべきである。」同上。

- (22) 「米国で法として実施されるのは、協定自身というよりもむしろ履行のための立法である。」 同上、米国の国家行為者が条約上の我々の義務を解釈する方法に対する影響という点で、条約文書に対する履行のための立法の優先性に関するおそらく最良の最近の事例は、ハイチから逃れてきた個人の難民の地位決定が難民議定書それだけに従ってではなくて、当該条約の履行のための立法、すなわち難民法によって命じられたという米国最高裁判所による結論であった。 *United States v. Haitian Centers Council, Inc.* 113 S. Ct. 2549 (1993).
- (23) 前掲注 1 第131条。
- (24) 前掲注 1 第111条、注。
- (25) 共通第 3 条は恣意的な抑留の禁止を含んでいない。代わりに、自由の剥奪に関するその制限は、裁判外の判決の禁止だけを取り扱っている。従って、「自由支援作戦」その他最近の活動に関わる法務官は、慣習法及びこの分野の権威としての世界人権宣言に注目した。恣意的に人々を抑留することは、これらの法源及び米国の政策に矛盾する。この分野の実行に精通した法務官は、赤十字国際委員会からの代表者に、指針として使われる国際法と実際に合同統合作戦部隊 (CJTF) の構成員を拘束する国際法との違いを説明した。より明確に、これらの法務官は、第 3 及び第 4 ジュネーブ条約が手続き的指針として役立っているが、しかし、世界人権宣言 (それが慣習法を示している範囲で) は拘束力ある法として役立っていることを理解し、しばしばそのように説明した。
- (26) 「(ハイチに) 新たに到着した軍隊は、そのような人物を抑留する十分な国際法的権限を有している。」 展開した法務官が、安保理決議 940 及び国連憲章第 51 条に依拠した。参照、*CLAMO HAITI REPORT*, 前掲注 17, at 63.
- (27) 第 10 山岳師団付き法務官は、これらの権利及び保護の拡大が基本的に人道的な考慮の制度的な執行の確立に関する具体的な証拠として役立つと理解した。これが、ハイチ人民、「人権グループ及び赤十字国際委員会に、米国主導軍」が世界人権宣言の原則に従っていることを実証することによって、「いい評判」を集めた。参照、*Operation Uphold Democracy*, 10th Mountain Division, Office of the Staff Judge Advocate, *Multinational Force Haiti After-Action Report* 7-9 (March 1995) [*10th Mountain AAR*]

- (28) 参照、Human Rights Committee, General Comment No. 31, U. N. Doc. HRI/GEN/1/Rev. 6 (2004). 国連人権委員会は、自由権規約の権利義務が締約国の領域での存在か又は当該国家管轄権を確立する条件のどちらかのきっかけによって作用すると、最近述べた（訳者注：2006年の国連総会決議により、国連人権委員会に替えて、人権理事会が設置された）。
- (29) 参照、Loizidou v. Turkey, Judgment of December 18 1996, and July 28 1998 23 E. H. R. R. 513; Coard et al v. United States, Case 10,951, Report No 109/99, para. 36, 29 Sep. 1999, Inter-Am. C. H. R.

第4章・戦争以外の軍事作戦における戦争法

参照

1. 国連憲章
2. 大統領決定指令25、1994年5月3日
3. 国防総省指令5100.77「国防総省戦争法計画」、1998年12月9日
4. 統合参謀本部議長訓令58190.01A「国防総省戦争法計画の履行」、1999年8月27日
5. Joint Pub. 3-0「統合作戦ドクトリン」（2001年9月10日）
6. Joint Pub. 3-07「戦争以外の軍事作戦のための統合ドクトリン」（1995年6月16日）
7. Joint Pub. 3-07.3「平和活動のための統合の戦術、技術及び手続き」（1999年2月12日）
8. 「統合作戦部隊指揮官のための平和活動便覧」（1997年6月16日）
9. FM3-0「作戦」（2001年6月14日）
10. FM3-07「安定化作戦及び支援作戦」（2003年2月20日）
11. FM100-8「多国籍活動における陸軍」（1997年11月24日）
12. 「平和維持：米国の軍事関与問題」、議会のための議会調査部イシュー・ブリーフ、2003年6月27日更新 [以下、*Peacekeeping*]
13. 「国連平和維持：議会用イシュー」、議会のための議会調査部イシュー・ブリーフ、2003年5月7日更新 [以下、*United Nations Peace-*

keeping]

14. 「平和のための課題：防止外交、平和創造、平和維持」1992年1月31日の安全保障理事会（以下、安保理と略す）サミット会合によって採択された声明に従った事務総長報告書、1992年6月17日、及び「平和のための課題追補：国連50周年記念時の事務総長ポジション・ペーパー」国連作業に関する事務総長報告書、1995年1月3日、available at <http://www.un.org/Docs/SG/> [以下、*Agenda for Peace*]

I. 序説

戦争以外の軍事作戦（MOOTW）⁽¹⁾は、「武力紛争」の伝統的な定義に該当しない軍事作戦の幅広い範囲を記述するために用いられた教義上の用語である。

II. MOOTWの教義上のタイプ

Joint Pub. 3-07は、以下のタイプのMOOTWを列挙している。軍備管理、対テロリズム戦闘、麻薬撲滅作戦の国防総省支援、制裁強制/海上阻止作戦、排除水域の強制、航行及び上空飛行の自由確保、人道的支援、文民当局への軍事支援、対抗反徒への国家援助/支援、非戦闘員避難作戦、平和活動（Peace Operations）、船舶航行の防護、復興作戦、軍隊誇示作戦、攻撃と急襲、反徒への支援。

平和活動は、法務官や準法務担当官を含めて、多数の軍隊に関与しそうな最も一般的なMOOTWである。

III. 平和活動

FM3-07「安定化作戦及び支援作戦」は、平和活動の主題に関する陸軍の中心的教義上の参照となる。平和活動の中心観念は、合意、公平性、透明性、抑制、信頼性、移動の自由、柔軟性、軍民作戦、正当性及び忍耐⁽²⁾である。これらの観念は、活動のあらゆる面に影響し、任務を通じてなお流動的なままである。教義上の根拠規定ではないけれども、「統合作戦部隊

指揮官のための平和活動便覧（1997年6月16日）」は、修得された教訓や活動上の諸問題に関する広範に普及した根拠規定である。Joint Pub. 3-0の第5章は、平和活動に直接適用するMOOTWの活動上の考慮及び諸原則の卓抜した要約である。統合軍によるMOOTWの諸原則は、目標、努力の統一性、安全性、抑制、忍耐、及び正当性である。法務官及び準法務担当官は、これらの諸原則を確立し維持するのに、重要な役割を果たすことができる。

A. 定義。一般的に、平和活動及び関連活動に関連する用語の多くに、まだ普遍的に受け入れられた定義がない。例えば、「平和維持（peacekeeping）」という単一のいかなる定義も、国際社会全体から受け入れられていない。一つの特定の定義が欠如している結果、特定の国家が平和とみなすことを獲得するために意図されたほとんどいかなる行動をも記述するために使用される文言となる。平和維持及び関連用語を定義する米国ドクトリンその他の出版物の中でわずかな矛盾さえ存在している。

B. 平和活動

1. 平和活動は、広範囲な活動をカバーする新しく包括的な用語である。FM3-07は、平和活動を次のように定義する。「長期的な政治的解決を達成するための外交努力を支援する軍事作戦であり、平和維持活動（peacekeeping operations, PKO）及び平和強制活動（peace enforcement operations, PEO）⁽³⁾として分類される。」

2. 平和活動は、国連憲章第6章及び第7章の下で授権されているけれども、教義上の定義は、国連又は国連容認軍が戦闘員として交戦し、軍事的解決が今や成功のための方法となっている事態での極端な強制行動を除く。そのような事例として、「砂漠の嵐作戦」がある。これは、憲章第7章の下で授権されたが、⁽⁴⁾国際武力紛争であり、伝統的な戦争法が適用された。

3. これらの活動は、以下のどちらかのために行なわれることがある。
a) 1996年から98年におけるタスク・フォース「マケドニアでの有能な歩哨（Able Sentry）」のように、敵対行為の発生を防止するため、b)

1996年に始まったタスク・フォース「ボスニアの鷹」のように、敵対終了後に平和を維持するため、又はc) 2004年6月30日以降のイラクでの合同統合作戦部隊7 (CJTF-7) のように、占領後の環境において安定性を提供するため。

C. 平和維持

1. FM3-07及びJoint Pub. 3-07.3 では、すべての主要な交戦者の合意を得て行なわれる軍事又は準軍事作戦で、現行の休戦協定の履行を監視し促進し、そして、長期にわたる政治的解決に達するための外交努力を支援するためのものと示されている。

2. 平和維持は、国連憲章第6章の権限の下で行なわれ、まさにその名が意味するように、維持するのは平和でなければならない。それは、根底にある紛争に対する永続的な解決を交渉するため、そして/又は交渉された解決条件を実行するための時間を提供している間、平穏を維持することが意図されている。それ故、活動領域内にある程度の安定性が存在しなければならない。平和維持の努力は、潜在的又は現実の紛争の領域において、平和を達成し、又は維持するための外交努力を支援し、そして、参加者となることなく、極度の緊張又は暴力を取り扱う平和維持軍を必要とする曖昧な状況をしばしば含む。

3. 平和維持は、紛争当事者すべてからの招待、又は少なくともそれらの同意が必要である。平和維持者は、関与する全当事者に対して完全に公平なままでなければならない。平和維持軍は、非武装の監視員、軽武装の部隊、警察官及び文民技術者を含むことがある。代表的な平和維持活動は、次の行動を含むことができる。緩衝地帯又は中立地帯を観察し、記録し、取締り、監視し、又は占領すること、更に、休戦協定の履行及びその侵犯状況を報告すること。代表的な平和維持の任務は、次のものを含む。

- 和平協定の侵犯容疑を監視し、報告する。
- 停戦侵犯の容疑及び/又は国境事件の容疑を処理する。
- 活動地域内の部隊に定期的な連絡訪問を行う。
- 活動領域内の部隊を継続してチェックし、その変化を報告する。

- 活動地域内の部隊の配備に関する情報を更新する。
- 前線駐屯地を定期的に訪問し、部隊の配備に関する報告をする。
- 選挙監視、権限移譲、領域分割、及び非軍事職務の行政において文民当局を支援する。

4. 自衛においてしか、武力を使用することができない。平和維持者は、積極的な武力の行使により休戦又は停戦協定の侵犯を防止すべきではなく、その存在が、平和を維持するのに十分であると意図されている。

5. 西サハラに関する安保理決議690⁽⁵⁾は、平和維持軍の履行に関するよい事例である。

D. 平和強制

1. FM3-07では、平和及び秩序を維持し又は回復することを意図した決議又は制裁の遵守を強制するために、通常、国際的な授權に従って、軍事力又はその使用による威嚇を適用するものと示されている。「平和のための課題」では、頑強な交戦者をして安保理の要請に従わせるために取られる行動とされている。それは、国連憲章第7章に規定された措置を用いる。

2. 平和強制は、国連憲章第7章の権限の下で行なわれ、戦闘、武力干渉、又は武力干渉の物理的威嚇を含むことができた。平和維持と比較して、平和強制軍は紛争当事者の同意を必要とせず、中立的又は公平でないかもしれない。代表的な任務は、次のものを含む。

- 人道的支援の防護
- 秩序及び安定の回復並びに維持
- 制裁の強制
- 移動の保障又は拒否
- 保護地帯の設立と管理
- 交戦者の強制的分離

3. ボスニアに関する国連安保理決議1031は、合意に基づく場合でさえ、平和を強制するために第7章を使用する安保理の良い事例である。⁽⁶⁾

E. 平和創造 (Peacemaking)

FM3-07では、紛争の終結を取決め、紛争に至る諸問題を解決する外交、仲介、交渉その他の形態の平和的解決の過程とされている。「平和のための課題」では、基本的には国連憲章第6章に予見されたもののような平和手段を通じて、敵対当事者に合意をもたらすための行動という。平和創造は、厳格に外交である。この領域にはまだ混乱があるのは、米国の以前の平和創造の定義が平和強制と同義であるからだ。

F. 予防外交 (Preventive Diplomacy)

1. FM3-07では、暴力を予防し又は制限するために、予想可能な危機に先立って取られる外交行動という。Joint Pub. 3-07.3では、予想可能な危機に先立って取られ、暴力が突発する前に紛争の解決を目的とする外交行動をいう。「平和のための課題」では、紛争が当事者間に発生するのを防止し、既存の論争 (disputes) が紛争 (conflicts) にエスカレートするのを防止し、紛争が発生した場合には、紛争の拡大を制限するための行動という。

2. 防止外交は、国連がマケドニアに軍隊を展開することで活用したが、一般的には、直接的な危機を回避するために、短期間に集中するもの (マケドニアは、長期の関与になったけれども) である。それは、信頼醸成措置を含み、そして、それは、理論上外交的であるけれども、力の誇示、予防展開、及び、幾つかの事態では、非武装の展開を含むことがあった。

3. 平和維持と予防展開は、多くの特性 (すなわち、類似の交戦規則 ROE、まったくないか若しくは極めて制限された強制力) を持っているけれども、予防展開は、通常、すべての紛争当事者の合意がないだろうし、既存の休戦又は和平案を必要としない。

G. 平和構築 (Peace-Building)

FM3-07では、紛争後の行動で主として外交的及び経済的なもので、紛争への逆戻りを回避するために民間のインフラ及び制度を強化し、そして再構築するものという。「平和のための課題」は、「紛争後の平和構築」という文言を使用しており、それは次のように定義されている。「紛争への

逆戻りを回避するために平和を強化し、固定化するのに役立つ構造を確認し、支援する行動」。それは、伝統的な民間業務/国家建設の活動の多くを含む。作業には、旧戦闘員の武装解除、土木工事プロジェクト、治安要員の訓練、選挙監視、及び統治機関の改革又は強化も含まれるかもしれない。平和構築活動は、当初、平和維持又は平和強制に従事していた部隊に追加的な職務を生み出すこともある。典型的に、紛争後の平和構築は、すべての平和活動において、ある程度発生することがわかる。これらの活動は、ミッション・クリープ（mission creep 一訳者注、状況の変化によって当初の目標を超えて任務が次第に拡大することをいう）の主たる候補者である。諸君は、そのような活動が任務に含まれ、適切な資金が使われるということを確認しておく必要がある。

H. 他の用語

近年の平和活動の現実には、一つの任務が一つの教義上の分類に適切に一致することがほとんどないということである。法務官は、活動のそれぞれの部分に影響を与える法的事項に到達するための指針としてしか教義上の分類を利用すべきでない。ほとんどの活動は、流動的な事態であり、多面的で相互関係のある任務から構成されている。以下のものは、上記の定義の一つに適切に該当しない任務及び活動を表示するために使われている非教義上の用語である。

- 第2世代の平和維持⁽⁷⁾
- 防護的/人道的関与⁽⁸⁾
- 安定化活動

IV. 法的権限と平和活動における米国の役割

A. 上述したように、平和維持は、超大国によって運命付けられているような第7章の行動のために安保理に問題を正式に提起することなく、紛争を統制する必要性からの妥協として基本的には展開してきた。国連憲章は、平和維持について直接規定していない。伝統的な「平和維持」活動の限定された権限（すなわち、如何なる強制力もない）により、第6章「紛

争の平和的解決」が国連平和維持の法的権限を付与しているとの見方が、受け入れられている。

B. 強制行動は、国連憲章第7章の下で認められている。授權する安理決議は、象徴的に文書の中で第7章に言及し、任務を完遂するために「あらゆる必要な手段/措置」（武力を許容している）を授權する。第7章活動の最近の事例は、ソマリア（統一作戦部隊 UNITAF と第2次国連ソマリア活動 UNOSOM II の双方）、国連保護軍 UNPROFOR、ハイチ（初期の活動、国連ハイチミッション UNMIH は第6章）、ボスニア（和平履行部隊 IFOR 及び安定化部隊 SFOR）及びリベリアである。国連は、強制行動を企画し又は授權することができる前に、国際の平和と安全を維持し、又は回復するために行動しているに違いない。国連は、その意思を課すためのこれら第7章の強制力を使用する一層の意図と能力があるので、多くの第三世界の諸国は、新種の植民地主義を恐れている。国連憲章は、国家の「本質上……国内管轄権内の」事項に国連が関与するのを排除しているけれども、一般的な法規範は、「第7章に基く強制措置の適用を⁽⁹⁾妨げるものではない」。

C. 米国は、安保理の常任理事国として、国連のマנדートに基づく平和活動の発生に重要な政治的役割を果たしている。法務官は、曖昧な国連マנדートを地上の特殊で内在的な軍事的任務に変形する上で指導者を補助するのに重要な機能を果たしている。任務＝ミッション（そして、今後授權される職務＝タスク）は、授權された政治目標に関連付けられなければならない。

D. 活動に関する通常の国連による授權の当然の帰結として、国際的な合意も、幾つかの平和活動の法的授權を提供する。 Dayton 合意や多国籍軍・監視団（MFO）は、この種の平和活動の事例である。国際法の一般規則として、国家は、武力による強制又は武力による威嚇を通じて条約を手⁽¹⁰⁾にすることができない。しかしながら、国連加盟国による武力の行使を授權する確立された国連憲章体制は、合法的なパラメーターを定義する。言い換えれば、当事者が、第7章下で授權された武力の行使（若しくは武

力による威嚇)又は他の誘引手段の後に合意に達するとしても、条約は拘束力がある⁽¹¹⁾。

E. それゆえ：米国の平和活動への参加は、以下のこれら別々の分類に入る。

1. 国連憲章第6章活動への参加（国連休戦監視機構 UNTSO、UNMIH）。この種の活動は、国連参加法（the United Nations Participation Act, UNPA）の制約に従わなければならない⁽¹²⁾。国連参加法第7条（22 U. S. C. § 287d-1）は、大統領が、監視員、歩哨として、若しくは他の非戦闘能力で勤務するために、国連に軍隊構成員を派遣することを認めている。対外援助法（the Foreign Assistance Act, FAA）（22 U. S. C. § 2388）第628条は、米国政府の機関の長が、国際機構職員とともに勤務するため、又は当該機関に対して若しくはそれと協力して、技術的、科学的、専門職的な助言若しくは役務を提供するために、官吏を派遣し、選任し、又は他の方法で利用可能にする権限を認めている⁽¹³⁾。この権限は、国際機構から部隊まで直接的な調整によって行使することができない。要員は、国防総省の承認経路に従ってしか任務を付与され得ない。第628条が同じように制限されていないけれども、世界中にいるわずか1,000名の要員は、ある時には、第7条の権限の下で選任されるかもしれない。

2. 国連平和活動の支援に参加すること。これらの活動は、基礎となる国連の権限に関連している。事例は、第628条の下でニューヨークにある国連本部に勤務するための要員の選任か、又は国際戦争犯罪裁判所を支援するために国防総省の要員若しくは備品の提供である。

3. 国連安保理決議の強制を支援する活動。これらの活動は、一般的に第7章のマンデートに従っており、そして、総司令官としての憲法上の大統領権限に根ざしている。「統合努力作戦（Operation Joint Endeavor）」は、安保理決議1031によって授權された。統合警護隊（Joint Guard）は、安保理決議1088によって授權された。それら活動は、ほとんど数え切れない多様な順列に従っている。例えば、「鋭い防護作戦（Operation Sharp Guard）」及び「飛行禁止作戦（Operation Deny Flight）」は、第7章に基づ

く禁輸を実施した。

V. 法務官の法的考察

A. 法的権限とマンデート

1. マンデートと任務との間の関係を理解すること。法務官にとっての最初の関心事は、活動のタイプ（平和維持、平和強制など）、そして活動のための法的権限の一般的概念（国連の場合、第6章か又は第7章）を決定することである。「希望回復作戦（Operation Restore Hope）」の文脈で、ある指揮官が、法律家は「任務指定の高級聖職者」であると批評した。これが、活動の特質、部隊の構成、ROE、地位、適用している財政権限などを定義するだろう。開始すべき第1段階は、平和活動の設立を認可し、そして軍隊のマンデートを形成する様々な安保理決議を収集することである。マンデートは、外交交渉及び妥協の結果として、本質的に政治的であり、しばしば正確ではない。「安全で安定した環境を維持する」（ハイチの場合）というマンデートは、職務を定義し、成功を評価する場合に、しばしば困難な点を提起することがある。マンデートは、軍の任務及び軍が活動する方法を記述すべきである。統合参謀本部議長による作戦の執行命令は、任務を定義するための主要な根拠規定であるけれども、それは、基礎となる国連のマンデートを通常反映している。マンデートは、また次のようにすることがある。

- 実施されるべき機能の職務を含める。
 - 軍の指揮官を推薦し、理事会の承認を要請する。
 - 軍の規模及び組織を述べる。
 - 派遣部隊を提供することができる国家リスト
 - 輸送航空機、船舶輸送及び兵站部隊を提供することができる国家を含めて、軍の移動及び維持のための提案を概説する。
 - 活動の最初の時間制限を設ける。
 - 活動資金を調達するための取極を行なう。
2. マンデートは、指揮官が特別で内在的な職務を定義するのを促進す

るのとは別に、授權された任務の特性を概説している。このように、マンドレートは、法律家や監査官が、任務を遂行する上での米国の軍事的な活動及び維持（O&M）資金の合法的な使用を定義する助けとなる。今日の複雑な緊急事態において、国連活動は、軍隊の法的な権利義務に影響を与える当事者間の後の協定によってしばしば補完されることがある。例えば、国連安保理決議1088は、SFORに適用したけれども、和平のための一般的枠組み協定（ Dayton合意）及び1996年6月14日にフローレンスで署名された平和執行理事会協定を参照事項とした。

3. 大統領決定指令25（1994年5月⁽¹⁴⁾）。前國務長官が、国連は重要な機能を多く果たしているけれども、「その最も顕著な役割—そしてそれが確立された主たる理由—は、諸国家が平和を保持するのを促進することである。」と宣言した⁽¹⁵⁾。クリントン政権は、大統領決定指令25（PDD-25）「多国籍平和活動の改革に関するクリントン政権の政策（1994年5月）」において、平和活動の支援についての政策を定義した。この政策は、後の命令によって取り消され又は取替えられない限り、ブッシュ政権においてもなお有効である⁽¹⁶⁾。PDD-25は、機密文書である。この要約での情報は、機密でない公開資料の抜粋に基づいている。その文書は、多国籍平和活動が米国の国家軍事戦略の重要な構成要素であること、及び米軍は米国の国益を追求して使用されると繰り返した。PDD-25は、改革及び改善の6つの主要な事項を公表した。同じ領域の多くは、米国は平和活動をどのように支援するのか、そして米国はどれほど平和活動に対して支払うのか、についてより厳格な統制を課す方法を議論している議会とともに、活発な議論の主題となっている。PDD-25の諸要素は、政策決定者への援助となっている。法務官にとって、それらは、適用可能な法体系、任務指定の範囲、そして米軍に対する有志連合の指揮統制の許容可能な程度を定義する手助けとなる。PDD-25の基準を適用する過程を記述するのは、単一の文書ではほとんどない。しかしながら、PDD-25の考察は、ほんの少し例を挙げると、ROE、メディア・プラン、指揮統制取極、活動の正当性のための包括的な法的論拠、他国のために米国による支援の範囲といった領域に現れ

ている。PDD-25で注目される6つの領域は、次のようである。

1. どのような平和活動を支援すべきかについて規律され一貫した選択肢を設けること（3段階の分析）

a. 政府は、提案された平和活動（第6章か又は第7章）に賛成か否かを決定する場合に、以下の要素を考慮する。

1) 国連の関与は、米国の利益を促進し、多国籍を基礎として問題に取り組む利害の一致がある（注：このことは、多国籍の指揮系統を伴うかもしれないし、他国への許容可能な支援の範囲を定義するのに役立つかもしれない）。2) 次のようなものの一つ又は組み合わせとして定義される国際の平和及び安全に対する脅威又は破壊がある。国際侵略、暴力を伴う緊急の人道的災害、確立された民主制の突然の中断、又は暴力を伴う人権の大規模侵害若しくはその脅威（注：このことは、任務の定義、合法的な財政権限の範囲を定義することの促進、及びミッション・クリープの防止において、明らかに重要である）。

3) 明らかな目標、及び任務が中立的な平和維持としてか又は平和強制としてか定義されるかについての了解がある。4) 機能している停戦が、6章の任務に先立ち、当事者間に存在するのか？ 又は5) 第7章任務のために、国際の平和及び安全に対する重大な脅威が存在するのか？ 6) 任務を完遂するための十分の武力、財政及びマンデートがある（注：このことは、資金調達メカニズム、支援軍、そして共同関係者の期待される分担額を定義するのに役立つ）。7) 政治的、人道的又は経済的な結果は、受入れがたい。8) 活動は、明確な目標及び現実的な最終状態に連関している（注：このことは、指揮官が職務の優先順位に従って特殊で内在的な職務を定義するのに役立つ）。

b. 第1段階の調査の結果、活動の承認に対して米国が賛成するならば、第2の基準で米軍を国連活動に関与させるか否かが決定される。

1) 参加は、米国の利益を促進する（注：これは、指揮官及び法律家が、競合する任務の諸側面の中で相対的優先順位を分類するのに役立つ、国益に従うROEの普及を導くのに役立つ、乏しい財源を最も

うまく割当てるように配分するのに役立つ)。2) 要員、資金その他の資源は、利用可能である(注:これは、国防総省が省庁間の計画過程において他の行政機関から資金を獲得するのを促進することができる)。3) 米国の参加は、任務の成功に必要である。4) 最終事態を定義することが、可能か否か(注:目標の政治的性質は、指揮官を誘導するために、可能な限り明瞭にすべきである)。5) 活動に対する国内及び議会の支持が、存在する。6) 指揮統制の取極が、受入れ可能である(注:定義された合法的な境界内で)。

c. 最終段階の分析は、活動が米軍を戦闘に関与させる重大な可能性がある場合に、行なわれる。

1) 明らかに定義された目標を達成するために十分な軍隊を関与させる明確な決定がある。2) 活動の指導者は、述べられた目標を達成する明確な意思を保有している。そして、3) 変化しつつある安全条件及び運用条件に対応するために、軍隊の目標及び構成を再評価し、継続して調整する言質がある(注:これは、ミッション・クリープの潜在的可能性、米軍の進行中の安全及び ROE の修正に明らかに影響を与える)。

2. 国連平和活動に対する米国の経費削減。これは、軍事活動の統制に対する議会の最大の権限領域である⁽¹⁷⁾。資金制限は、すべての紛争に介入する安保理の能力をチェックするのに役立っている。通常第6章の活動では、加盟国は標準査定に基づく義務的な拠出金(現在、米国は25%—訳者注:2007年度は22%である—)を支払う。第7章の平和活動では、参加国が通常自国分の参加経費を支払う。これは、通常規則の例外である。PDD-25は、米国の拠出金が25%に削減されるよう要請している。国連の査定は、一般的には、この総額よりも5%高いけれども、25%までの制限された支払いは、Section 404 (b) (2), P.L. 103-236に基づき、1997年から2001年度までの会計年度を対象としている⁽¹⁸⁾。PDD-25が設定した25%目標に国連の米国査定を制限する決議が国連総会で採択されたことで、大統領は、国連への米国の延滞金の支払いを認める P/L/107-46を署名した。こ

れによって、米国による実際の拠出金レベルは、2002会計年度では27.9%⁽¹⁹⁾となった。

3. 米軍の指揮統制に関する政策

a. 米軍の指揮統制は、時として、米国の参加をめぐる問題以上に大きな論争を引き起こす。政策は、米国当局が、そうすることが米国の安全保障の利益に役立つ場合に、米軍の「作戦統制 (operational control)」のみ放棄するという事実を補強している。米国の軍事的役割が大きければ大きいほど、米軍の統制を国連又は他国の指揮に委ねる可能性は小さくなる。戦闘にかかわる可能性のある大規模な米軍の参加は、通常、米国の指揮及び作戦統制の下又は北大西洋条約機構 (NATO) 若しくは臨時の有志連合といった権限ある地域的機構を通じて、行なわれるべきである。統合努力作戦は、戦闘部隊指揮官が地域同盟 (NATO) に対する支援部隊指揮官であるという異常なねじれ現象を生んだ。統合努力作戦が提起した指揮統制問題は、国連が認可して地域的機構に将来の平和活動を執行させるのであるならば、くり返されるであろう。

b. PDD-25は、大統領が米軍の指揮 (command) を決して放棄しないと力強く述べている。しかしかしながら、大統領は、指定された任務に関する外国人指揮官の作戦統制 (OPCON) に指定された米軍を譲渡する権限を保持している。米軍が、国連指揮官の作戦統制下にある場合でも、米軍は、米国の上級軍当局に単独で報告する法的資格を常に維持するだろう。この特殊な条項は、国連の政策に直接違反している。国連の政策の下では、国連統制下の兵士及び部隊は、国連の指揮系統に報告し、それを通じて命令及び指針を要請するだけであろう。その政策は、また、国連活動に参加する米軍の部隊指揮官が、国連指揮官と問題を解決できない場合に、米国内法若しくは国際法の下で違法であるか、若しくは米国が国連と合意した任務のマンデート外である上級の米国当局命令を参照すると規定している。事実問題として、これは、展開部隊が、任務のための統合参謀本部議長の執行命令に記述された任務の制約に限定されていることを意味する。米国は、如何なる時も参加を終了させ、及

び/又は米軍を防護するために必要な如何なる行動も取る権利を留保している。

c. 法務官は、統合参謀本部議長の執行命令の指揮・統制取極によって伝えられた合法的権限を米国指揮官が越えないことを確保するのを手伝えるために、様々な階層の指揮の詳細な定義を理解しなければならぬ⁽²⁰⁾。注⇒ NATO は、指揮関係の NATO 自身の教義上の定義を持っており、それは、米国の定義と類似している。FM100-8は、NATO ドクトリンが米国の教義上の用語と関連していることから、それを要約している⁽²¹⁾。外国人指揮官と米軍との指揮統制ラインは、法律家が監視すべき法的境界線を表している。

(1) 統合/特定軍指揮 (COCOM) は、Title 10, U. S. Code, Section 164によるか、又は統一指揮計画 (UCP) において大統領が命じたように、統合/特定軍指揮の指揮官にしか帰属しない指定部隊に対する指揮権限であり、委任又は移譲することができない。COCOM は、コマンド (戦闘集団) 及び部隊を組織し援用すること、職務の割当て、目標の指定及び軍事活動のすべての側面に対する命令的な指令を付与すること、統合訓練 (又は米国特殊作戦コマンド USSOCOM の場合、指定部隊の訓練)、そしてコマンドに割り当てられた任務を完遂するのに必要な兵站を含めて、指定部隊に対する指揮のこれらの機能を遂行する戦闘部隊指揮官の権限である。

(2) OPCON (作戦統制) は、COCOM においては固有のものであり、コマンド及び部隊を組織し援用すること、職務の割り当て、目標の指定そして任務を完遂するために必要な命令的な指令を付与することを含めて、下級部隊に対する指揮のこれらの機能を遂行する権限である。OPCON は、コマンドに割り当てられた任務を完遂するために必要な軍事作戦のすべての側面及び統合訓練に対して命令的な指令を含む。NATO の OPCON は、作戦指揮には、限定された時間、機能及び位置について正確に特定化された職務に就いている部隊を統制する権限しか含まれないという米国の教義上の定義よりも制限されている。

(3) 戦術統制（TACON）とは、指定若しくは附属の部隊又はコマンドに対する指揮権限であるか、又は指定された任務又は職務を完遂するために必要な移動若しくは機動の詳細で通常は地域的な指令及び統制に限定された職務遂行に利用できる軍事能力である。TACONは、統合/特定軍指揮のレベルで若しくはそれ以下で如何なる階層の指揮官によっても委任され、そして行使されることができる。TACONは、OPCONに固有であり、指定された任務又は職務を完遂するのに必要な移動又は機動の指令及び統制を許可する。

(4) 支援は、指揮権限である。一つの機構がもう一つの軍隊を援助し、防護し、補完し又は支援する場合に、下級指揮官の間での支援関係は、上級指揮官によって確立される。支援は、統合/特定軍指揮のレベルで若しくはそれ以下で如何なる階層の指揮官によっても行使されることができる。支援の幾つかの分類は、付与されるべき支援をよりうまく特徴付けるために適切なものとして統合/特定軍指揮の枠内での使用に限定されている。

4. 平和活動を管理する国連能力を改革し改善すること。政策は、平和活動の国連管理を強化するために11の措置を勧告している。

5. 平和活動についての米国政府による管理及び資金調達を改善すること。政策は、米国政府内での国連平和活動の管理及び資金調達の責任を国防総省に割当てている。国防総省は、米国の戦闘部隊を関与させる国連活動や、米軍が関与するか否かに関わりなく、戦闘を含みそうな国連活動に対して、先導的な管理及び資金調達の責任を持つ。国務省は、米国の戦闘部隊が関与しない伝統的な平和維持の先導的な管理及び資金調達の責任を保有し続けるだろう。誰が先導役となるかに関わらず、国務省は、外交行動及び大使館や我が国連代表部への訓令についてなお責任を負っている。

6. 行政府、議会及び米国世論の間で平和活動に関するより良き形態の協力を構築すること。この指令は、行政部局と議会との間の交流を増やすよう期待したものであり、国連の平和活動への参加を米国が支持することは、議会と米国市民の2派の支持を得てしか長期にわたって成功し得ない

という米国大統領の信念を表している。

B. 指揮系統の諸問題

1. 米国の指揮官は、国連その他の機構に対する忠誠心を誓うことは決してできない。⁽²²⁾

2. 軍隊防護は、title 10にまったく記述されていない指揮の固有の側面である。

3. PDD-25の下での制限：外国人指揮官は、任務を変更し、統合参謀本部議長の展開命令に指定された地域外に米軍を展開し、米軍の部隊を分離し、米軍の訓練を実施し又は米軍の内部機構を修正することはできない。

4. 純粹の第6章の平和維持活動では、指揮は、安保理の権限から発し、事務総長、そして軍司令官へと続く。事務総長は、安保理に対して軍隊の組織、行動及び監督について責任を負い、事務総長だけがそれについて安保理に報告する。事務総長は、軍隊の職務を決定し、安保理に軍隊に関する展開情報を継続して十分通知する義務がある。事務総長は日々の活動を行う軍司令官を指名し、政策事項はすべて安保理に差戻される。多くの活動において、事務総長は、政策調整のために、文民の事務総長特別代表（SRSG）も指名することもあるし、「任務の長」として務めることもある。特別代表と軍司令官との関係は、活動によるが、軍司令官は特別代表に服することがある。幾つかの事例では、軍司令官は、二重の地位に付くこともあるし、任務の長として勤務することもある。ハイチでは、軍司令官は事務総長特別代表に従い、国連行政官（UN Administrative Officer）（資金管理担当）及び文民警察弁務官（Civilian Police Commissioner）と同等の階級であった。

5. ほとんどの第7章の強制活動（例えば、ほんの少し例を挙げれば、砂漠の盾/嵐、ソマリア、ハイチ、IFOR/SFOR など）では、安保理は、加盟国又は地域的機構が強制活動を行なうことを認可するだろう。安保理の授權決議は、政策の方向を規定するけれども、軍の指揮統制は加盟国又は地域的機構に残存している。国連安保理決議1088によって是認された

Dayton 和平合意の下で、SFOR は北大西洋理事会の権限の下で活動し、
そしてその監督及び政治的統制に従う。

C. ミッション・クリープ

1. 任務、ROE 及び財政権限が適切にかみ合うように確保せよ。ミッション・クリープは、二つの形態で生じる。第1に、最初に計画されたものと異なる軍事活動を要求する新しい若しくは変わりやすい指針又は任務。この種のミッション・クリープは、上記から生じる。法務官として諸君は、それを防ぐことができず、ただその影響を制御するのを促すだけである。例えば、ROE は、変更された任務（すなわち、変化した若しくは増加した脅威レベル）に適合するように修正される必要があるし、地位又は地位協定（SOFA）の関心事項が存在する。事例は、平和維持（停戦監視）から平和強制（停戦の強制）に移りつつあるかもしれない。

2. 他の潜在的なタイプのミッション・クリープは、現行のマנדート及び任務に認められたもの以上に行おうと試みた場合に生じる。これは、通常、活動領域で良いこと（国家建設）、すなわち任務外ではあるが、国家構造の再建、地方国民の訓練その他地方住民にとって良いこととなるかもしれない活動を行いたい指揮官から生じる。この問題は、これらのタイプの支援のために支払う正当な細目の資金を保有していない場合に、典型的に現れる。ボスニアでは、人道的支援活動のための包括的な権限が存在しないし、法務官は、基本的に中立の仲介軍として SFOR の基礎となる戦略的姿勢を変更することになる任務の拡大を防止するのを促した。

D. 軍の地位 / 任務の地位協定

1. 活動領域における米軍の地位を知り、それに応じてそれらを訓練せよ。

2. 国務省回覧文書第175号に要求されているような外国政府と交渉又は議論を開始する前に、戦闘部隊指揮官及び国務省に通報せよ。

3. 活動領域の周辺にいる支援部隊に関する多様な階層の地位に注視せよ。

4. これは、だれが請求の支払い責任を負うのかを決定する根拠になり

そうである。

5. 軍地位協定 SOFA（国連が指揮する第6章活動では、任務地位協定 SOMA と称される）の必要性は、活動のタイプに依存する。強制活動は、受入れ当局の合意に依存せず、それを得ていないかもしれず、それ故、通常は SOFA を有しないであろう。他のほとんどの活動は、受入国の管轄権から軍隊の何らかの保護を得るための SOFA/ 外交覚書（diplomatic note）その他国際協定を保持すべきである。協定には、米軍に雇用され又は同伴する文民を保護する文言が挿入されるべきである。

6. ほとんどの場合、SOFA は、国連（国連が指揮する場合）又は米国と受入国との間の総務的な国際協定であろう。国連活動において、SOFA は、通常、SOFA モデル案に基づいているだろう。SOFA には、自国軍事要員に対して排他的刑事管轄権を行使する派遣部隊の権利、様々な料金、税金及び関税徴収からの免除、受入国による軍への設備その他必要な施設の提供が含まれるべきである。

7. SOFA/SOMA は、また次のものを含む。

- 国連軍及びその構成員の国際的地位
- 受入国への入国及び受入国からの出国許可
- 身分証明文書
- 武器の携行権及び許可される兵器のタイプ
- 国連業務の遂行のための移動の自由
- 受入国における軍隊の個別的構成員の移動の自由
- 受入国の空港、港及び道路網の利用
- 無線範囲を超える自己の通信システムを運用する権利
- 郵便規則
- 国連旗及び国旗の掲揚
- 制服規則
- 特別な登録のない国連車輛を運用する許可
- 軍事警察
- 一般的な供給及び維持の事項（装備や日用品の輸入、糧食や燃料油

脂類の現地調達)

一補償問題 (受入国資産に関連して)

8. 受入国への国連 (及び米国) の入国は、SOFA の交渉及び締結に先立つことがある。署名されず、まったく何もないとしても、SOFA モデル案の条件に従うために、時として、外交覚書の交換や受入当局による口頭合意が、存在することがある。

9. 法的地位の二つの不履行の源。(1) 「国連要員及び関連要員の安全に関する条約」⁽²³⁾。この条約は、1999年1月15日に発効した。本条約は、国家に対して、捕獲された要員を釈放し、拘禁中は彼らを1949年のジュネーブ捕虜条約に従って取り扱うよう要求しており、そして平和維持者その他の国連容認活動の支援において活動している要員を攻撃する者に対して刑事責任を負わせている。本条約は、第6章又は第7章の下で授權された国連活動に適用される。本条約は、国連要員が組織化された武力勢力に対して戦闘員として交戦し、国際武力紛争法が適用される第7章下の強制活動には適用されない。⁽²⁴⁾(2) 1946年の国連特権免除条約第6条第22項は、「任務を遂行する専門家 (Experts on Mission)」としての国連要員の法的権利を定義し、説明している。特に、任務を遂行する専門家は、捕虜とはならないし、それ故、合法的に抑留され得ないし、又は如何なる当事者からもその任務が干渉され得ない。

E. 戦争法

1. 国連及び米国の立場は、第6章の活動は、平和維持者と如何なる交戦当事者との間の (ジュネーブ諸条約の適用を必要とする) 国際武力紛争ではないというものである。ジュネーブ諸条約は、もちろん交戦者間に適用できる。第7章の活動では、その回答は事態によるだろう。国連要員は、組織化された武装勢力に対して戦闘員として従事しているのか (例えば、砂漠の嵐) ? 回答がノーであれば、その場合は、ジュネーブ諸条約は、国連軍と交戦者との間に適用されない。ソマリアでは、米国の立場は、ジュネーブ諸条約が適用されない、それは国際武力紛争ではない、そして米国は占領軍ではないというものであった。しかしながら、第4ジュ

ネーヴ条約（文民条約）は、地方の国民に対する米国の義務を誘導するのを促すために、利用された。ボスニアにおける NATO による飛行禁止地帯の強制及び後の爆撃において、国連、NATO 及び米国の立場は、それが NATO 軍と交戦者との間の武力紛争ではないというものであった。搭乗員は、「任務を遂行する専門家」の地位に立ち、彼らは砲撃され、捕虜とされ得なかった。彼らは、もし抑留されたとしても、即座に釈放されなければならない。ジュネーヴ諸条約が法的に適用しようかしまいが、ジュネーヴ諸条約の中に含まれる最低限の人道の保護は、常に適用される。

2. 米国の政策事項（統合参謀本部議長訓令5801.01）として、米軍はすべての軍事活動の行為及び武力紛争での関連活動の間、その紛争がどのように特徴付けられようとも、戦争法に従うだろうし、権限ある当局が別段指示しなければ、戦争以外の軍事作戦として特徴付けられるすべての活動において、戦争法の諸原則を適用するだろう。

F. 交戦規則（Rules of Engagement, ROE）

1. 純粋な第6章任務。二つの主要な教義は、自衛だけの武力行使と全体的な公平性である。致命的な武力の行使は、極端な緊急性の事態（代表的には、自衛）で、そしてより弱小の手段が関連当事者による暴力の行使を縮小させるのに失敗した場合に、最終手段としてのみ、正当化される。不必要な又は違法な武力の行使は、受入国、紛争当事者及び国際社会に対して平和維持軍の信頼性及び受入可能性を害することになる。それは、地域内の暴力レベルを拡大させ、平和維持軍が地方問題の当事者となる事態を創設することになるかもしれない。武力行使は、その適用において注意深く統制され、制御されなければならない。平和維持軍は、通常、積極的な武力行使によって合意の違反を防止するマンデートをまったく有していない。消極的な武力行使は、個人、設備又は装備を害する意図のない物理的手段を用いることである。例えば、人や車輛の通行を遮断し、平和維持軍の所在地から無許可の者を撤去させるための車輛の使用がある。積極的な武力行使は、結果として個人、設備又は装備への物理的な危害を生じさせる手段を意味する。例えば、警棒、ライフル銃の床尾の使用及び発砲で

ある。

2. 平和強制. 他方、平和強制活動は、拡大された多様な階層の ROE があり、任務を完遂するための武力行使（すなわち、自衛の武力行使を越えたもの）を認めている。平和強制において、積極的な武力は任務の全て又は一部を完遂するために許可されることがある。更なる情報については、ROE の起草、ROE の訓練、平和活動用 ROE のサンプルといった部分について、ROE の章を、そして法軍事作戦センター（CLAMO）の章に記述されている「法軍事作戦センター ROE 便覧（CLAMO ROE Handbook）」を参照せよ。

G. 資金調達の考察

1. それぞれの財政債務のための積極的権限、及び法定権限に対して割り当てるべき適切な資金を見つけよ！（統合警護隊作戦に参加した法務官は、これらの問題が彼らの時間の90%まで占めたと報告している。）

2. 諸君が、「防衛品目又は役務を他国又は国際機構に移譲する⁽²⁵⁾」ために、国防総省資金を拡大する少なくとも15日前に、議会が事前通告を確実に受けるようにせよ。

3. 諸君は、緊急事態活動⁽²⁶⁾、又は人道的活動若しくは平和維持活動（この目的のために第6章又は第7章での活動として定義された⁽²⁷⁾）を支援するのに、米国外で20万ドル未満の支出用の略式化された取得手続きを利用することができることを認識せよ。

4. 米国がその支出のための償還を求める必要がある時期を認識せよ。適切な会計システムがきちんとしていることを確保せよ。そして、展開中に行なわれる支出決定を文書で証明する法的意見を勤勉に準備せよ。

5. 運用及び整備資金が、第6章の平和維持の査定経費（議会が特別支出を必要なものとして決定する）を支払うように又は国連への米国の延滞金を支払うように、直接的又は間接的に義務付けられることを認めるな。⁽²⁸⁾

H. 平和活動中の米国以外の軍隊を支援するための支出権限

1. 国連参加法（UNPA）第7条（22 U. S. C. § 287d-1）

a. 権限 大統領は、国連の要請に応じて、紛争の平和的解決に向け

られ、そして第7章が企図した軍隊の使用を含まない国連活動を支援する上で、役務、設備又は他の援助を提供することが認められる。支援は、「如何なる他の法の規定にもかかわらず」提供される。

b. 手続き

(1) 1951年1月19日付の大統領令 (E. O.) 第10106号は、国務長官が国防長官に国連により要請された援助を提供するように要請することを認可している。実際、国連は、在ニューヨーク米国情連代表部宛に援助手配書 (Letter of Assist, LOA) (例えば、加盟国から直接の物品及び役務を要請するために国連が使用する資金発注様式) を発行する (訳者注— Letter of Assist とは、国連が政府に対して発行する契約文書で、政府が平和維持活動等に物品・役務を提供するのを認可するものであり、国連は物品・役務の購入に同意するか、又は国連による償還となるそれらを政府が提供することを認可するものである)。

(2) 米国情連代表部 米国情連代表部は、援助手配書を国務省に転送する。それが、国務省で受領されて、承認と資金調達についての説明付き勧告を添えて国防総省に転送される。国防総省内で、政策担当国防次官 USD (P) が国連の要請を調整する。幾つかの事例では、国防長官が政策担当国防次官に承認の権限を委任している。承認を得て、国防長官は軍事省に執行を命令するであろう。

(3) 第7条の権限下で国連に提供される支援は、超過負担分合意の交渉や締結を必要とせず、国連の援助手配書だけを基にして処理されている。国連参加法第7条の下で国連の要請を処理するための陸軍手続きは、1986年5月1日付の DA PAM 700-15に規定されている。

c. 必要条件

(1) 規程では、償還は、適切な役務勘定に払い戻される国連償還金から通常要求される。しかしながら、大統領が例外的状況を認定する時、又はその放棄が国益に合致する場合には、償還金は放棄できる。大統領令第10206号は、国防長官との協議の後に、償還金を放棄する権限を国務長官に委任している。

(2) 多国籍平和活動の改革に関する PDD-25は、現行政策を示している。PDD-25は、現行政策では、査定される国連平和活動に国防総省が提供するすべての支援に対する償還が要求されるという範囲において、大統領令第10206号を修正している。例外的な事例及び国防務長官と国防長官の双方が合意した時にしか、償還金は放棄されなかった。合意のない場合、最終決定は、大統領にある。

2. 1961年の対外援助法第607条 (FAA) (22 U. S. C. § 2357)

a. 権限 米国政府の機関は、対外援助法第1章の目的と両立し、かつ、それを促進しているとの大統領の決定に基づき、特に、友好国及び国際機関に「必需品と役務」を提供する権限が与えられている。平和維持及び災害救援の努力は、第1章の目的の事例である。「必需品及び役務」という用語は、極めて広く解釈されている。

b. 手続き

(1) 新たな国連活動がこの権限下で支持されるたびに、規程により必要とされる決定がなされなければならない。この決定を行なう権限は、1979年9月29日付の大統領令第12163号によって、米国貿易開発庁局長に委任されている。

(2) それぞれの新しい国連活動は、国連と別々の「607合意」の交渉及び締結が必要である。これら607合意は、支援提供を規律する包括的条件を規定しており、現在、ソマリア、旧ユーゴスラヴィア、ルワンダ及びハイチでの国連活動を適切に支援している。国連援助手配書の手続きは、それらの合意において特定された発注メカニズムである。注：607合意は、国務長官の権限の下で交渉される（回覧文書第175号の権限の下で国防総省職員によってしばしば交渉される）国際協定である。

c. 償還

(1) 第607条の下で、支援は、資金の前渡し又は償還ベースでしか提供できない。国連からの償還金は、放棄できない（それ故、部隊は、当該支援を提供する増加経費を獲得し、報告しなければならない

い)。

(2) 受領される償還金は、支援が供給される会計年度の終了後180日以内に受領された場合には、元来使用される支出金に戻って支援を提供している軍種によって、関連の当座勘定に供託されるかもしれない。その場合、これらの勘定は、充当されている目的のために、利用可能な状態である。国防総省は、180日の期間後に受領された償還金を保持できないし、それは一般国庫の雑多な受領勘定に供託されなければならない (GAO Report No. GAO/NSIAD-94-88. 「ソマリアでの国防総省活動の経費」、1994年3月)。

3. 特定された法定目的のための運用及び整備資金を (一般的には、部分的償還を付けてか、又はまったくの償還なしで) 支出する場合の法的根拠を提供する支出権限

a. 対外援助法第506条 (a) (1) (軍事援助)⁽²⁹⁾

(1) 援用の必要条件 以下のような大統領の決定及び報告書は、議会に事前に行なわれること。

(a) 外国又は国際機構に対する直接的な軍事援助が必要となる予期せぬ緊急事態が存在すること、そして、

(b) 緊急事態の要求は、武器輸出統制法 (AECA) 又は他の法律の下で満たすことができないこと。

(2) 援助形態 大統領は、国防総省の貯蔵庫からの防衛品目及び役務の支出及び国防総省からの軍事教育及び訓練を認可することができる (それ故、一つの新しい例外を除いて、支出権限の下で契約する権限はない。議会は、この規程を修正して、「商業上の輸送機関及び関連役務の取得経費が既存機関の資産から当該役務を提供する米国防政府経費よりも少額の場合に、問題となっている支出目的のために契約で獲得される商業上の輸送機関及び関連役務の供給」⁽³⁰⁾ を認めている。

(3) 制限

(a) 目的 支出は、対外援助法第2章の目的のためでなければならない。これらには、軍事援助 (第2節)、平和維持 (第6節)

及び対テロリズム（第8節）が含まれる。

(b) 上限額 本条で提供される援助は、会計年度内で総計1億ドルまでに限る。

b. 対外援助法第506条 (a)(2) (米国政府の機関)⁽³¹⁾

(1) 援用の必要条件 それが米国の国益にかなっているという大統領の決定及び報告書（対外援助法第652条に従って）が、議会に事前に行なわれること。

(2) 援助形態 大統領は、米国政府の機関の貯蔵庫からの物品・役務の支出及び国防総省からの軍事教育及び訓練を認可することができる（それ故、支出権限の下で契約する権限はない）。

(3) 制限

(a) 目的 支出は、対外援助法第8章（国際麻薬統制に関する）、第9章（国際災害支援に関する）又は1962年の移住・難民支援法の目的のためであり、その権限の下になければならない。

(b) 上限額 本条の下で提供される援助は、会計年度内で総計1億5千万ドル（そのうち7,500万ドルまで国防総省から支出できる）までに限る。

(c) 契約権限 第506条 (a) は、資金も契約権限もまったく規定していない。それは、物資、役務又は命令された訓練を提供するための新たな調達を認可しない（DoD 5105.38-M, section 1102）。

c. 対外援助法第551条⁽³²⁾

(1) 援用の必要条件 大統領は、平和維持活動及び米国の国家安全保障上の利益を促進するために行なわれる他のプログラムについて、決定することができる同じ条件で、友好国及び国際機構に対する援助の提供を決定する（22 U.S.C. § 2348）。

(2) 制限 国連参加法第7条に従って負担する支出について国防総省に償還するために、500万ドル以上は使用できない。

d. 対外援助法第552条 (c)(2) (平和維持)⁽³³⁾

(1) 援用の必要条件 大統領の決定は、次のようである。

(a) 予測不可能な緊急事態の結果として、対外援助法第2部（軍事・安全保障上の援助）の下での援助提供が、当該援助用に他の方法で利用可能な資金を超えた場合、米国の国益にとって重要であること、

(b) 予測不可能な緊急事態によって、直接的な援助提供が要求されたこと、

(c) 対外援助法（22 U. S. C. § 2411）第652条が要求するように、議会に事前に報告すること。

(2) 援助形態 大統領は、米国政府の機関の貯蔵庫から「物品及び役務」の支出を認可することができる。

(3) 制限

(a) 目的 支出は、対外援助法第2部の第6章・平和維持活動の目的のためであり、その権限の下でなければならない。議会は、旧ユーゴスラヴィアに関して設立された国連戦争犯罪裁判所の物品および役務で、2,500万ドルまでの特別の許可を与えた。この特別な支出権限は、次の二つの条件に従う。1) 大統領は、国防総省の物品・役務がジェノサイドサイド又は国際人道法の他の侵害の告訴の正当な解決に貢献するという特別な決定をすること、そして2) 国務長官が、ジェノサイドその他の国際法侵害の犯罪に関する情報を提供するために米国が行っている措置を記述して、180日間毎日、支出金委員会に報告書を付託すること。⁽³⁴⁾

(b) 上限額 本条で提供される援助は、会計年度内で総計2500万ドルまでに限られる。

4. 様々な権限

a. 対外援助法第451条の「予期されない緊急事態」⁽³⁵⁾ 権限 対外援助法第451条は、「予期されない緊急事態」のために対外援助法によって認可された援助を提供するために、対外援助法の目的に使用できる基金のうち、会計年度内で2,500万ドルまで使用できる特別な大統領権限である。

b. 第632条の移譲権限 対外援助法第632条は、大統領が、対外援助法の目的を執行するために、米国政府の機関に対して対外援助法の目的で充当された資金を割り当てるか又は移譲することを認可する。

注

- (1) Joint Pub. 3-07, at vii-viii.
- (2) FM3-07 at 4-14.
- (3) Joint Pub 3-07, p. III-12
- (4) 国連安保理決議678、available at <http://www.un.org/Docs/scres/1990/scres90.htm>
- (5) See UNSCR 690 (1991), available at <http://www.un.org/Docs/scres/1991/scres91.htm>
- (6) See UNSCR 1031 (1995), available at <http://www.un.org/Docs/scres/1995/scres95.htm>
- (7) 第2世代の平和維持は、冷戦後の時代において国際社会に対応するための平和維持の努力を特徴付ける方法として、国連内で使用されている用語である。これには、超大国支援の撤退、脆弱な事態、経済崩壊、自然災害及び人種の争いに対処する場合に、幾つかの体制により経験された問題が含まれている。新たな紛争は、諸国家間よりもむしろ諸国家の国内で発生するので、国連は、内戦、分離、分割、人種の衝突、種族紛争、そして幾つかの事例では、破綻国家の救済に関与している。伝統的な平和維持の軍事的任務は、制度を強化し、政治的参加を奨励し、人権を保護し、選挙を組織し、そして経済的及び社会的発展を促進するための措置によって補完されている。*United Nations Peace-keeping*, United Nations Department of Public Information DPI/1399-93527-August 1993-35M.
- (8) 防護的/人道的関与には、「安全な避難所」を防護し、又は人道的活動をもたらすための軍隊の利用が含まれる。これらの措置は、国連憲章第6章又は第7章のどちらかで授權されることができた。ボスニア及びソマリアは、該当可能な事例である。
- (9) 国連憲章第2条7項。
- (10) ウィーン条約法条約第51-53条、UN Doc. A/Conf. 39/27, reprinted in *8 I. L. M.* 679 (1996) .
- (11) 上記第52条、米国対外関係法第3リステイメント第331条注釈d (1986).
- (12) P.L. 72-264, codified at 22 U. S. C. § 287.
- (13) 22 U. S. C. 第2389項及び第2390項は、FAA 第628条の下で選任される要員の地位に関する条件及びそのような選任を規律する条件を含んでいる。手続き

について、大統領令第1213号は、決定の権限を、国務長官と協議の上で、国防長官に委任している。この権限の下で国連活動に初期の派遣を承認する権利は、国防長官にある。国連参加法第7条の詳細について上記のように概説されたものと同じ国連との取極が、ここで適用される。第628条の詳細な償還は、対外援助法第630条により規律される。第630条は、4つの可能性を規定している。(1) 償還金の放棄、(2) その場合に同じ目的のために拡大することができる関連勘定に払い戻される金銭での関連役務への直接的な償還、(3) 派遣関連の経費のための資金の前払い、そして(4) 直接的な償還の代わりに、国際機構の運用経費の米国による公平な分担に対する債権の受領。現在の政策は、国防総省がこの権限の下で国連活動に米軍を派遣することに関連する増加傾向の経費（すなわち、敵対発砲手当てや別居家族手当）を償還されるということ、そして国家は米国の平和維持についての割当て額（国連 PKO の全予算の27%に現在支払われている）に対する残余分を貸方で記入するということである。

- (14) 国務省国際機構局、Pub. No. 10161. 「多国籍平和活動の改革になするクリントン政権の政策（1994）」, reprinted in 33 *I. L. M.* 795 (1994). See also James P. Terry, “The Criteria for Intervention : An Evaluation of U. S. Military Policy in U. N. Operations”, 31 *Tex. Int. L. Rev.* 101 (1996).
- (15) Madeleine K. Albright, “The UN, The U.S. and the World”, 7 *Dep’t of State Dispatch* 474 (1996).
- (16) *Peacekeeping* at 3.
- (17) 米国憲法第1条8節。
- (18) *United Nations Peacekeeping* at 2.
- (19) *Id.*
- (20) 指揮権限の程度に関する詳細な定義は、次の中に含まれている。Joint Pub. 0-2, 「統一行動軍」(UNAAF, 24 February 1995) 及び Joint Pub-30, 「統合作戦のためのドクトリン（1 February 1995）」。
- (21) 陸軍省、FM100-8 「多国籍活動における陸軍」(1997年11月24日)、available at <https://atiam.train.army.mil/soldierPortal/atia/adlsc/view/public/7687-1/fm/100-8/toc.htm>
- (22) 国連は、UNMIH の際に忠誠心を誓うように Kinzer 少将に要請し、法務官は、外国への誓いを防止するように統合参謀本部議長と調整した。同じ問題が平和のためのパートナーシップ (PFP) 地位協定 (SOFA) の下での NATO 活動において (同じ結果を伴って) 表面化した。See also 22 U.S.C. § 2387.
- (23) Available at <http://www.un.org/law/cod/safety.htm>.
- (24) Available at http://www.un.int/usa/host_p-i.htm.
- (25) 1998会計年度国防総省政府支出金法第8080項、P. L. 105-56. 当該条項は、

「第6章若しくは第7章の権限の下での国際平和維持活動又は国際平和強制活動」に適用される。実際、国防総省は、包括的合意を執行しており、法務官は、受納者及び国防総省の物品又は役務が議会への通知の対象とされていることを確保すべきである。

- (26) 10 U. S. C. § 127a において定義されている。部隊は、防衛産業運用資金への償還金を放棄するために、法令に定義された活動中に国防総省の部署から支援を受けることが許されている。
- (27) 10 U. S. C. § 2302 (7).
- (28) 10 U. S. C. § 405.
- (29) 22 U. S. C. § 2318. 例えば、クリントン大統領はボスニアでの緊急対応軍 (60 Fed. Reg. 35465, 60 Fed. Reg. 44721, & 60 Fed. Reg. 40257) を支援して、そしてリベリアの西アフリカ諸国経済共同体監視団 (ECOMOG) の平和維持 (61 Fed. Reg. 56859 & 61 Fed. Reg. 56861) を支援して、支出を認可した。
- (30) 対外活動認可法、1998年会計年度、111 Stat. 2433, § 525.
- (31) 22 U. S. C. § 2318.
- (32) 22 U. S. C. § 2348.
- (33) 22 U. S. C. § 2348a.
- (34) P. L. 105-118 Stat. 2386 § 553 (1997).
- (35) 22 U. S. C. § 2261.